

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

三重国民年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 53 年 3 月まで
家族の国民年金の加入手続や保険料の納付はすべて父親が行っていた。私の保険料についても、昭和 56 年に結婚するまでは父親が納付しており、結婚する時に父親から国民年金手帳を受け取った。申立期間当時同居していた兄夫婦は、申立期間中も納付済みであり、母親も、父親が私の保険料も納付していたことを聞いているので申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、申立人は、家族の国民年金保険料については申立人の父親が納付していたと主張しているところ、当時同居していた申立人の両親、その兄夫婦及びその姉については、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の兄及びその姉の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の兄及びその姉共に、それぞれの国民年金手帳記号番号が払い出されたとみられる時期に、それまでの未納分について特例納付及び過年度納付により納付されていることから、申立人の父親は、申立人の兄及びその姉の国民年金の加入期間について未納期間が無いようにしたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 1 月に払い出されているが、これは第 3 回特例納付の実施期間内であることから、上記の状況を踏まえると、申立人の父親は、申立人についても、第 3 回特例納付の実施を契機に申立人の国民年金加入手続を行い、併せて、申立期間の保険料についても遡及^{そきゅう}納付したものと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月27日から35年8月1日まで

私たちは、昭和37年9月に結婚したが、脱退手当金支給記録には、39年3月30日に旧姓で脱退手当金が支給されたことになっている。脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年8か月後の昭和39年3月30日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金支給に係る請求が行われたとすれば、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 10 日から 21 年 3 月 31 日まで
昭和 19 年 4 月に A 社に入社し、B 市にある同社 C 局 D 部 E 課で勤務していた。21 年 3 月に同社をいったん退職した後、24 年 4 月に同社に再入社した。再入社してからの厚生年金保険の記録はあるものの申立期間の記録が無い。申立期間は正社員であり厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 社に在籍していた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、「当社の社員に関する記録は昭和 17 年から残っているが、申立人に係る記録は 24 年 4 月 15 日から 61 年 12 月 10 日までの期間の記録のみで申立期間に係る記録は無い。」との回答があった上、申立人の申立期間に係る健康保険の加入状況について A 社健康保険組合に照会したところ、同様の回答があった。

また、申立期間に A 社に勤務していた同僚に照会しても、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 15 日から 36 年 11 月 1 日まで

私は、A社を昭和 36 年 10 月 31 日に退職し、同年 11 月末に同社に出向き、給与の残金約 8,000 円を受け取りに行ったが、退職金や脱退手当金を受け取った覚えは無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格を有し、脱退手当金を受給している 26 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 人について資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月後の昭和 37 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月から 37 年 1 月まで
② 昭和 43 年 6 月から 45 年 3 月 1 日まで

学校を卒業後 2、3 か月は無職であったので、義兄の紹介で A 事業所に入社した。入社して 2、3 か月後に健康保険証をもらって病院に行った記憶があるほか、社長に頼まれて社会保険料を社会保険事務所に持参した記憶もある。A 事業所は、事業所が手狭になったため移転し、同時に B 事業所と社名変更した。B 事業所を退職したとき失業保険を受けた記憶もある。また、C 事業所に在職中は妻が通院し健康保険証を使った記憶がある。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。また、B 事業所は昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者 9 人全員が同年 5 月 1 日に資格取得、同年 7 月 1 日に資格喪失しているが、同被保険者名簿には申立人の氏名は無い。

さらに、社会保険事務所が保管している B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主の連絡先等が不明である上、法務局に照会しても、同事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、連絡先が分かった者に照会したところ、「申立人は取引先からの紹介で当該事業所に臨時で働きに来ていたと聞いていたため、厚生年金保険は加入していないと思う。」との回答があった。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和45年3月1日であり、申立期間②当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番（申立人は*番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも同事業所が適用事業所となった昭和45年3月1日となっている。

さらに、C事業所は昭和55年7月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会しても、同事業所の法人登記簿は見当たらず、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人と同日に被保険者資格を取得した被保険者のうち、連絡先が分かった二人に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 1 日から 53 年 2 月 28 日まで

昭和 52 年 1 月から A 社の役員となったが、報酬月額の変更は無かったはずである。しかし、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が同年 12 月 1 日から減額されており納得できない。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 52 年 12 月から 53 年 2 月までは 20 万円と記録されているが、申立人は同年 1 月から役員に就任しており、その後給与の変更はなかったとしている。

しかし、A 社は既に解散しており、当時の賃金台帳等の関連資料が保管されていないことから、申立人の主張する標準報酬月額に見合う額の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実は確認できない。

一方、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A 社の商業法人登記簿謄本及び申立人の供述等から、申立人は、申立期間当時、同社の経理担当の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「社会保険事務所から毎年送付される定時決定の手続を行っていた記憶がある。」と供述している上、当時の代表役員が「当時の当該事業所の経理関係その他の事務一切は申立人が担当していた。」と供述して

いることから、申立人は「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

三重厚生年金 事案 535

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月1日から28年2月1日まで
② 昭和30年5月20日から32年6月1日まで

私は、母親の病後の世話をするため、A社を退職した。脱退手当金については会社からの説明は無く、請求や受給したことも無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年10月7日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。